

広報

# ま つ ぎ き 5

2021

No.684

那賀川堤防のライトアップ(3/22~4/4)



# 松崎町景観計画

当町の美しい景観を保全・維持するとともに、好ましくない景観においては改善や向上を図り、良好な景観を創出していくため「松崎町景観計画」を策定しました。ここでは景観計画の概要をまとめますが、詳細については、松崎町ホームページまたは企画観光課にてご確認ください。

## ◇◇景観計画とは◇◇

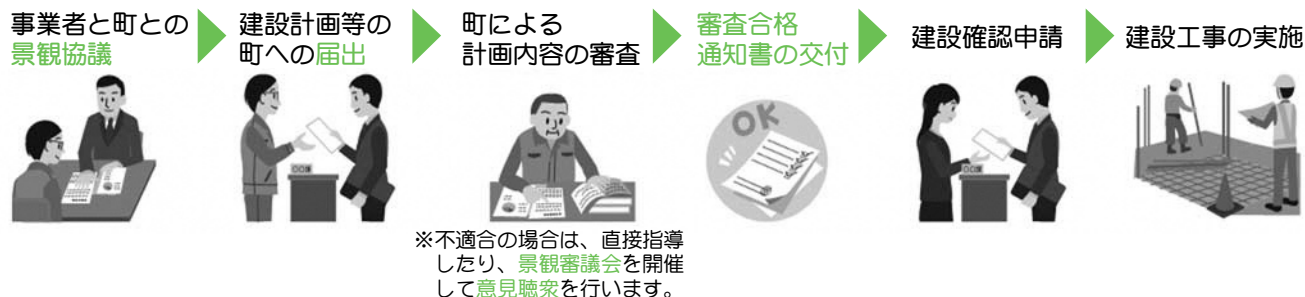
景観計画とは、景観法に基づく法定計画で、景観形成の方針やルールなどを定めています。また、当計画を策定するだけでは規制などの効力はないため、景観条例を制定する必要があります。

### 条例施行スケジュール(案)

令和3年6月 松崎町景観まちづくり条例（景観条例）の制定（予定）  
 令和3年9月1日 条例と計画の施行（予定）

条例施行後は当計画に従い、一定規模以上の建築などを行う場合において、建築主は町に届出をしなければなりません。また、ルールを遵守しない場合には罰則が課せられることもあります。

## ◇◇届出から行為の実施までの流れ◇◇



## ◇◇届出対象行為の概要◇◇

景観計画区域内における、届出対象行為の種別と規模・要件の概要は、以下のとおりです。これらに該当しないものは、届出は不要ですが、周辺景観を損なわないようルールに適合するよう努めてください。

行為の種別	届出対象となる規模、要件（町内全域）	
建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更	・高さが10mを超えるもの、農村景観ゾーンにおいては高さ8mを超えるものであり、延べ面積が500㎡以上のもの	
工作物の新設、増築、改築、移転、外観の変更	柵・塀	・高さが2mを超えるもの ただし、獣害対策用の電気柵などは除く
	擁壁	・高さが3mを超えるもの
	上記以外	・高さが10mを超えるもの
開発行為／土石の採取その他の土地の形質の変更／木竹の伐採／屋外における物件の堆積	・施行区域の面積が500㎡以上のもの	
再生可能エネルギーの設置	太陽光発電設備の設置	・建築物の屋根・屋上に設置する場合は、高さが10mまたは床面積の合計が500㎡を超える建築物で、設置パネルの面積の合計が50㎡を超えるもの ・土地に自立して設置する場合は、設置パネルの面積の合計が10㎡を超えるもの
	風力発電設備の設置	・建築物の屋根・屋上に設置する場合は、高さが2mを超えるもの ・土地に自立して設置する場合は、高さが10mを超えるもの
特定照明の設置	・届出対象となる規模の建築物および工作物に設置される投光器、サーチライト、スポットライト、レーザーその他これらに類する物（以下「投光器等」という）および同敷地内に設置される投光器等	

## ◇◇景観形成基準◇◇

景観形成基準は、町域全域共通の基準とゾーン別の基準があります。

行為の種別	区分
開発行為	全域共通の景観形成基準 ※詳細は景観計画をご覧ください。
土石の採取その他の土地の形質の変更、木竹の伐採	
屋外における物件の堆積	
再生可能エネルギーの設置	
特定照明の設置	
建築物、工作物の新築（新設）、増築、改築、移転、外観の変更	ゾーン別の景観形成基準

### ■ゾーンごとの建築物・工作物などの景観形成基準の一例

項目	森林景観ゾーン	農村景観ゾーン	海岸景観ゾーン	中心集落地景観ゾーン
外壁の色彩	・外壁の色彩は、自然素材の色を生かすことし、外壁に使用する色彩の範囲は、ゾーンごとに別途定めるとおりとする。			
	・基調色に高明度色（明度 9.0 以上）を用いることは避ける。		・基調色に低明度色（明度 5.0 未満）を用いることは避ける。	
	・暖色系の色相 5.0 Y R ~ 5.0 Y の明度 3.0 以上 8.0 未満、彩度 3.0 以下を推奨する。	・暖色系の色相 5.0 Y R ~ 5.0 Y の明度 4.0 以上 8.0 未満、彩度 3.0 以下を推奨する。	・山地内、あるいは背後が森林の場合は、基調色に高明度色（明度 9.0 以上）を用いることは避ける。 ・暖色系の色相 5.0 Y R ~ 5.0 Y の明度 5.0 以上 9.0 未満、彩度 3.0 以下を推奨する。	

など

※上記の表は、景観形成基準の一部を抜粋したものです。具体的な計画検討の際には、必ず計画書でその他基準や詳しい基準内容を確認してください。

## ◇◇今後の取り組み◇◇

今後の景観形成のための取り組みを「景観まちづくり主要方策」として位置付け、住民・事業者・行政の協働により進めていきます。

法制度や事業制度を活用した施策	特定の地区における良好な景観形成	「景観形成重点地区」として位置付け、地区単位で重点的に景観形成を図る。
	歴史まちづくり法の活用	国の制度を活用し、景観重要建造物の保全費用に対する補助を行い、維持保全に努める。
	街なみ環境整備事業の活用 など	
町独自の施策	(仮称) まつざき景観資産の認定制度の創設	良好な景観に寄与する建造物などを景観資産として認定し、観光資源としての活用や補助事業の活用により保全を進める。
	景観まちづくりハンドブックの作成 など	景観まちづくりを町民向けに解説したハンドブックを作成（令和 3 年度予定）。
景観まちづくりの体制整備	まつざき景観団体認定制度の創設 など	良好な景観形成を進める団体などを認定し、技術的助言や景観保全活動費の補助を行う。

松崎町景観計画（本編）は、松崎町ホームページから閲覧(ダウンロード)が可能です。

右のワードで検索

松崎町景観計画

検索

【問合せ】 企画観光課（４２）３９６４

# ごみ処理事業広域化で整備

松崎町の焼却施設である「クリーンピア松崎」は、稼働開始から22年が経過し、更新時期を迎えています。このため、同様に更新時期を迎える1市3町（下田市・南伊豆町・松崎町・西伊豆町）で、ごみ処理事業の共同実施に向けて協議を進めた結果、共同で施設を整備していく方針であることを、令和3年3月末までに下田市へ回答しました。

ごみ処理施設の耐用年数は、一般的に20年から30年とされています。しかしながら、1市3町の施設は稼働開始から下田市が39年、南伊豆町が30年、松崎町が22年、西伊豆町が23年経過し、いずれも老朽化が進んでいる状況で、多額の維持管理費が大きな財政負担となっています。

在より23・5%減少)、松崎町が約4720人(現在より24・3%減少)、西伊豆町で約4260人(現在より42・8%減少)となっており、広域で整備し運営していくことで経費の削減を図っていくものです。

【参照】 国立社会保障・人口問題研究所 平成30年推計

また、人口減少も加速し、令和17年には推計で、下田市が約1万4400人(現在より30・5%減少)、南伊豆町が約6080人(現

**問** 今のクリーンピア松崎はいままで操業するのですか。

**答** クリーンピア松崎の操業については、地元の雲見区のご理解をいただき、令和9年度末までの操業ができることになりました。

**問** 施設規模はどのくらいですか。

**答** 現時点では、焼却施設は1日当たり69トンの処理能力を持った施設を、1日当たり5トンの処理能力を持った施設を整備する予定です。

**問** どのように整備し、運営していくのですか。

**答** 一部事務組合を設立し、公設民営で運営していく予定です。

**問** 広域化後の収集体制はどのようなになりますか。

**答** これまでと同様に、市

町ごとに行います。  
**問** 収集するごみの種類は変わるのですか。

**答** 今後、各市町と協議していくこととなりますので、詳細については決定次第、広報紙などでお知らせします。

今後については、各市町で協議を進めていきますが、町民の皆さまにお願いすることやお知らせすることなどを随時情報提供していきますので、ご理解とご協力をお願いします。



▲現在の下田市焼却場

【問合せ】

生活環境課(42)3969



▲辞令書の交付を受ける石田匠新入団員

# 地域の安全を守る 松崎町消防団 入 団 式

## 新年度の体制整う

令和3年度松崎町消防団入団式が、4月1日に環境改善センター文化ホールで挙行されました。

式では、新入団員3人の代表者に対し、山田宗太郎団長から辞令書が手渡されました。また、新入団員を代表して第1分団第3小隊の金具賢生団員が、「忠実に消防の義務を遂行することを誓います」と力強く宣誓しました。

山田団長は、「人口減少などで年々団員確保が難しくなっており、定員の削減を余儀なくされた。こうした厳しい状況の中でも、新入団員の諸君には、訓練や活動に進んで参加し、知識を得るとともに技を練り、一日も早く第一線で働く精鋭となることを希望する。あらゆる災害から住民を守るため、自主防災組織と協働し、地域の実情に即した防災体制を整えられるよう諸君の奮起を期待する」と訓示し、防災体制の充実に呼び掛けました。



▲宣誓する金具賢生新入団員

## 令和3年度 松崎町消防団役員名簿

本部	団 長	山田 宗太郎	副団長	山田 巨馬場 篤	本部長	奥村 篤義	人員	12
----	-----	--------	-----	----------	-----	-------	----	----

分団	分団長	小隊	副分団長	管 轄 区 域	人 員	
					小 隊	分 団
1分団	一瀬 英樹 (道部)	1	光岡 雅浩	東・西・南・北・中	29	57
		2	石田 和也	宮内・伏倉	12	
		3	山本 邦博	道部	15	
2分団	木村 浩一 (江奈3)	1	菊地 和彦	江奈1・2・3・4	19	33
		2	山田 雄介	櫻田	13	
3分団	馬場 正孝 (船田)	1	山本 祐二	吉田・南郷・建久寺・那賀	11	30
		2	佐藤 勇気	船田・門野	8	
		3	渡邊 悟	峰輪	10	
4分団	松本 賢太 (大澤)	1	石田 光昭	大澤・明伏・小杉原	12	19
		2	鈴木 力	池代	6	
5分団	稲葉 清彦 (山口)	1	稲葉 隆二	山口・指川・金沢	10	33
		2	田口 奉文	野田・中村・松尾・峰・八木山	22	
6分団	山本 八広 (雲見)	1	高橋 邦人	岩地・石部・雲見	29	30
合 計					214	



▲表彰を受ける瀬戸亨二氏

## 表 彰

### 日本消防協会会長表彰

精績章 前分団長 瀬戸 亨二

勤続章 分団長 松本 賢太

分団長 稲葉 清彦

分団長 稲葉 清彦

【問合せ】総務課(42) 3963



# 健康福祉課からのお知らせ

【問合せ】 健康福祉課 (42)3966

## 人間ドック・脳ドックの費用を助成します

町では、国民健康保険と

### 対象者

- ・ 後期高齢者医療の被保険者を対象に、疾病の予防および潜在疾病の早期発見と早期治療により健康の増進を図ることを目的として、人間ドック、脳ドックの受診費用を助成しています。
- ・ 国民健康保険加入者
- ・ ※30歳から75歳未満
- ・ 後期高齢者医療保険加入者

### 助成条件

- ① 前年度までの国民健康保険または後期高齢者医療保険料に未納がない方
- ② 町の特定健診、健康診査を受診していない方
- ③ 人間ドックなどの受診結果を、町が行う保健事業へ活用することに同意できる方

### 助成についての注意事項

- ・ 事前申請を行わずに、人間ドックなどを受診された方は、助成ができませんため、事前申請を必ずお願いいたします。
- ・ ※受診日の1週間前までには、事前申請をお願いします。

- ・ 助成は、当該年度に人間ドックまたは脳ドックのいずれか1人1回になります。
- ・ 人間ドックなど費用額が助成金以下の場合、その費用額を助成します。
- ・ P E T検査（がんを検査する方法の1つ）は、助成対象外です。

指定健診機関の下田メディカルセンターで受診する場合は、病院窓口で助成金を差し引いた額を自己負担していただきますので、受診後の手続きが省略できます。



### 助成費用

- ・ 1日（日帰り）ドック 2万5千円まで
- ・ 短期（1泊2日）ドック 3万円まで
- ・ 脳ドック 1万5千円まで



申請から助成の流れ

健診機関へ予約

役場へ事前申請

※持ち物：印鑑、保険証

役場から助成券の交付

健診機関で受診

※指定健診機関で受診の場合はここで終了です。

役場へ助成金の申請

※持ち物

印鑑、助成券、領収書、健診結果、振込先の口座がわかるもの、質問票（脳ドックは除く）

# 後期高齢者医療制度の保険料について

**保険料均等割の軽減措置の特例が見直しされます**

保険料の均等割については、これまで法令に基づき軽減（本則）に特例的に上乘せして軽減を行ってきた。表1のとおり、令和元年度から段階的に見直しを行っており、令和3年度が見直しの最終年度となります。

令和3年度は、令和2年度に軽減特例の対象だった方について、本則どおり7割軽減となります。



表1 均等割の軽減割合

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の保険料軽減判定所得の合計額)	均等割の軽減割合				
	本則	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
保険料軽減判定所得が33万円以下	7割	8.5割	8.5割	7.75割	7割
うち、世帯の被保険者全員の各種所得が0円		9割	8割	7割	

表2 軽減判定基準

区分	世帯主および全ての被保険者の総所得金額等の合計
7割軽減	43万円+ (給与所得者等の数-1) ×10万円以下のとき
5割軽減	(43万円+ (給与所得者等の数-1) ×10万円+28.5万円×被保険者数) 以下のとき
2割軽減	(43万円+ (給与所得者等の数-1) ×10万円+52万円×被保険者数) 以下のとき

**均等割額の軽減判定基準額が見直しされます**

一定の給与所得者などが2人以上いる世帯については、税制改正により、軽減措置に該当しなくなる場合があります。

令和3年度は、その影響を極力遮断するため、表2のとおり、軽減判定基準を見直します。

**旧ただし書所得の算定方法が見直しされます**

税制改正により、給与所得控除・公的年金等控除が10万円引き下げられるとともに、基礎控除が10万円引き上げられました。

後期高齢者医療制度においては、地方税法の規定を引用している部分があるため、所得割額の算定に用いる「旧ただし書所得」の算出方法を見直します。

年間保険料

=

均等割額

4万2100円

+

所得割額

前年の総所得金額等 - 43万円 × 8.07%  
(旧ただし書所得)

# がん検診を受けましょう

公益財団法人 J K A の助成を受けた胃・肺のがん検診車が賀茂医師会に導入されました



新型コロナウイルス感染症にかかることを恐れ、がん検診受診を控えることで、がんの発見が遅れることが全国的に懸念されています。町では、予約制とし消毒や検温をするなどの感染防止対策を取っています。ぜひ、がん検診を受けてください。詳細は、対象者の方へ送付しました個別通知をご覧ください。

なお、気になる症状がある方は、検診ではなく医療機関を受診し、診断を受けてください。

【問合せ】 健康福祉課 (42)3966

## 国道135号迂回のお願い

昨年7月に道路が陥没した国道135号の下田市白浜で復旧工事を行うため、5月17日(月)～21日(金)(※予定)に、昼夜全面通行止め(自転車、歩行者も含む)を実施します。

通行規制の期間中は、国道135号の谷津交差点(河津町谷津)と柿崎交差点(下田市柿崎)において、国道414号への迂回を案内します。

工事へのご理解、ご協力をお願いします。



【問合せ】 静岡県下田土木事務所 工事第1課  
(24)2114

## 静岡県下田財務事務所からのお知らせ

自動車税種別割の納期限は

令和3年5月31日(月)です

納付は、お近くの金融機関・郵便局・コンビニ・MMK設置店で

令和3年5月31日(月)までは

- スマートフォンのLINE Payアプリ、Pay Payアプリを利用してご自宅で納付できます。  
手数料はかかりません。
- ご自宅パソコンのインターネットからクレジットカードで納付もできます。  
決済手数料がかかります。



キャッシュレス  
詳細は静岡県ホームページで

スマートフォン、クレジットカードの納付は、金融機関、コンビニなどではできません。納税証明書も発行されないので車検が近い方は、金融機関やコンビニなどでキャッシュ納付してください。

コンビニでの納付は5月31日(月)までに限ります。お早めに!

【問合せ】 静岡県下田財務事務所 課税課  
(24)2018



# ようこそ、消費生活センターへ

何をやっているところ？

突然ですが、こんな経験はありませんか？

- ・ インターネット通販で注文したものが届かない
- ・ 1回きりのつもりで注文したものが翌月も届いた
- ・ 身に覚えのない訴訟の通知や未納料金の請求が届いた
- ・ 電話で勧誘され、理解できないままに光回線の契約をしてしまった

賀茂広域消費生活センターでは、このような契約に関



賀茂広域消費生活センター

するトラブルに専門の相談員が対応し、トラブル解決の助言や、ときには業者と交渉してお金を取り戻します。

## 消費者トラブルを防ぐために

- ・ はつきり断ると冷静になる
- ・ 理解できない勧誘には断らない
- ・ 契約する前にサイトや業者の評判を調べる
- ・ それでも困ったことが起きてしまったら、消費生活センターに相談してください。

## 相談する勇氣

自分がトラブルに巻き込まれたとき、相談するのは勇氣のことです。センターは勇氣を出して相談してきてくれた人に、親身に

なってトラブル解決を目指しています。皆さんからの相談は自分のトラブル解決だけではなく、悪質業者の処分や法律改正に役立っています。もちろん、秘密厳守・相談無料です。

## 相談員紹介

センターの消費生活相談員をご紹介します。

▼ **高木和彦** たかき かずひこ (松崎町出身) 写真左

4月から新しく相談員になったため、まだ慣れないところはありますが、地域の役に立ちたいという熱意を持って相談に乗っています。相談者さんが安心してくれることが何よりうれしいことです。深刻なトラブルはもちろん、何か不安に感じることがあれば、些細なことでも構いませんのでご相談ください。

## 【問合せ】

賀茂広域消費生活センター  
(24) 2299  
平日 9時～15時

## 預けて安心！ 自筆証書遺言書保管制度

令和2年7月10日から、「自筆証書遺言書保管制度」が始まりました。ご自身で書いた遺言書を法務局で預かりすることができ、法務局に預けることで、遺言書が発見されなかつたり、書き替えられたりするといったトラブルを防ぐことができます。また、遺言者が亡くなつた後、相続人の方々などは全国にある法務局の遺言書保管所で、遺言書の有無の確認や、遺言書の写しの交付請求ができます。

詳しくは、法務省ホームページ「法務局における自筆証書遺言書保管制度について」または法務局に設置されている制度案内のパンフレットをご覧ください。

## 【問合せ】

静岡地方法務局下田支局  
(22) 0534  
※音声案内3番

## 特殊詐欺にご注意!!

静岡県内で4月20日までに特殊詐欺が112件発生し、約1億4300万円の被害があります。下田警察署管内では架空料金請求詐欺が1件発生し、600万円の被害に遭っています(速報値)。

## このようなメールや はがきは詐欺

- ◎アマゾンなどをかたる「有料動画の利用料未納」というショートメール
  - ◎NTTなどをかたる「お支払い確認が取れていない」というショートメール
  - ◎民事訴訟管理センターなどをかたる「消費料金未納」というはがきや封書
- 身に覚えのない請求は無視  
電子マネーで支払うよう指示されたら詐欺を疑う

## 【問合せ】

下田警察署管内防犯協会  
(27) 2766



## カツオの竜田揚げ

### －ここがポイント－

- カツオに多く含まれるDHA（ドコサヘキサエン酸）やEPA（エイコサペンタエン酸）は、生活習慣病予防に効果があると言われています。
- カツオの独特な味が苦手な方も、下味を効かせることで、食べやすい味になっています。

### －作り方－

- ①カツオはペーパータオルで余分な水分を取ってから、1cmほどの厚さの薄切りにする。
- ②バットなどにカツオを並べて、混ぜ合わせたつけだれに浸け、ラップをかけて冷蔵庫でしばらく置く(10分程度)。
- ③カツオの汁けをきり、片栗粉をまぶし、余計な粉を落とす。
- ④油を180℃に熱し、③をかりりとするまで、揚げる。
- ⑤レタスとレモンを添える。

### －材料（4人前）－

- ・カツオ（刺身用）…………… 280 g
- ・つけだれ  
ショウガ…………… 1かけ  
しょうゆ…………… 大さじ1  
酒、みりん…………… 各大さじ1/2
- ・片栗粉
- ・揚げ油
- ・レモン（飾り用）
- ・サニーレタス…………… 80 g（4枚）

エネルギー	タンパク質	脂質	炭水化物	食塩相当量
150kcal	18.8g	4.6g	6.5g	0.8g

【問合せ】 健康福祉課  
(42)3966



▲宇野満里加隊員

地域おこし協力隊活動レポート

林業の振興のため、丸高Tにお世話になりながら森林の整備を行っています。

私ができる作業はまだ少ないですが、チェーンソーでの玉切りや重機の運転など、丸高の人たちの温かい指導のもと林業のスキルを磨いている毎日です。

4月からは週1回半日をつかい、松崎工房の木工塾に通い始めました。木工の基礎知識から作品づくりまで一連を学ぶ予定です。林業・木工両方のスキルを身に付け、丸高で売りに出さない木材を用いて、インテリア家具を作りたいと思っています。道のりは長いですが、楽しみです。

また、松崎町や賀茂郡内に山を持つ所有者さんが山を美しく価値のある状態で保てるような提案を行う森林プランナーの認定取得のための勉強も並行しています。早く取得できるように頑張ります。

丸高ではすでに林業の経験豊富なプロたちが働いています。山を所有していて不安なことや疑問点がある方は、丸高までお気軽にご相談ください。

【問合せ】  
企画観光課(42)3964

宇野 満里加  
Vol. 6



# My Town Topics ～まちのできごと～



## 「地域のお店」デザイン表彰 優秀賞受賞

3月22日、静岡県庁で表彰式が行われ、オリジナル商品の開発や米油の使用など妥協のない取り組みが評価されたアサイミートが優秀賞を受賞しました。



## 桜ビューウォーキング

3月28日、67人が道の駅花の三聖苑を発着地に、那賀川沿いの桜並木や重文岩科学校を經由する約17kmのコースを歩き、満開の桜を楽しみました。



## 巖島神社春の例大祭

4月3日、弁天島にある巖島神社で、舟寄神社氏子総代会主催「春の例大祭」が行われ、海上安全や無病息災、コロナの終息などを祈願しました。



## 松崎中学校入学式

4月7日、28人が新たに入学し、新生代表の大胡田優羽さんが、「不安や緊張がありますが、学んできたことを生かし頑張っていきます」と挨拶しました。

母は8年前に87歳で亡くなりました。香典の中に、糖谷さんという初めて名前を聞く方がおり、御礼の連絡をしたところ、母の教え子とのことでした。母は旧姓「斉藤くま」といい、岩科小学校で短期間教師をしていました。糖谷さんは疎開で岩科に移り、小学3年生のとき1年間母が担任だったとのことでした。当時、糖谷少年は都会っ子としていじめられていましたが、「いつも斉藤先生がかばってくれました。そして私を級長にしてくれました。そのことが忘れられません」と語ってくれました。糖谷さんは長じて東京大学法学部から弁護士としての道を歩んだとのこと。母は昔から本当

## 町長室からこんにちは ④1

松崎町長 長嶋 精一

教え子の代表である西伊豆町在住の山本さんは、「米寿」のお祝いをやるんだと張り切っておりましたが叶いませんでした。

母は生前教師をしていましたことを、私ども子どもたちに語ることは一切ありませんでした。むしろ避けていました。しかし、教え子の方たちからは以前からみかんや野菜をいただいたことから、母が慕われていたことは分かりました。

## 母のこと

母は8年前に87歳で亡くなりました。香典の中に、糖谷さんという初めて名前を聞く方がおり、御礼の連絡をしたところ、母の教え子とのことでした。母は旧姓「斉藤くま」といい、岩科小学校で短期間教師をしていました。糖谷さんは疎開で岩科に移り、小学3年生のとき1年間母が担任だったとのことでした。当時、糖谷少年は都会っ子としていじめられていましたが、「いつも斉藤先生がかばってくれました。そして私を級長にしてくれました。そのことが忘れられません」と語ってくれました。糖谷さんは長じて東京大学法学部から弁護士としての道を歩んだとのこと。母は昔から本当

ストロップ！ 悪質商法被害

あなたも賢い消費者に⑧

「実質はヤミ金。」後払い現金化サービスに注意

サービスの表面上は、一見すると、貸し付けの体裁ではないのですが、その実質は違法な超高金利のヤミ金融であると思われるケースがしばしばみられます。近年では、表題の「後払い現金化サービス」のケースが報道されています。その手法は、例えば次のとおりです。

①消費者は、お金を手に入れるため、インターネット上の販売サイトで、購入したくもない商品（市場価値があるとははいえない

②業者からは「商品のレビューを書けば報酬として3万円を即日支払う」などと告げられる③購入者はレビューを書くなどして業者から即日3万円が振り込まれる④消費者は8日後に5万円を支払う、といった仕組みです。

これは商品の売上の体裁をとっていますが、消費者には商品を購入する意思もないし、商品自体が到底5万円の価値があるとはいえない

ないのであれば、その実質は、3万円を貸し付けて8日後に利息2万円を付けて返済しているのと同じです。

実質金利に引き直すと、実に、年約304.2割の超高金利となります。これは刑事罰の対象となる高金利（年109.5割）をはるかに超過する金利にもなります。

資金繰りに窮するようであれば、「即日現金」といった甘い宣伝文句に乗らず、公的機関に早期に相談をすることが肝要です。

（文と絵）司法書士 山田茂樹  
【問合せ】企画観光課  
（42）3964



©Shigeki Yamada

町の人口と世帯

（令和3年3月31日現在）  
（ ）内は前月比

総人口	6,235人	(-45人)
男	2,954人	(-26人)
女	3,281人	(-19人)
世帯数	2,926戸	(-5戸)
転入	34人	転出 64人
出生	0人	死亡 15人

（3月届出分）  
戸籍だより

おくやみ申し上げます（死亡）

地区	氏名	年齢	届出人
江奈1	樋口美保	49	樋口秀夫
峰輪	依田利徳	74	依田直子
伏倉	関和也	88	関久恵
明伏	山崎ふみえ	92	山崎巧
大澤	高橋正	87	鈴木恵
岩地	松本高世	81	松本克也
八木山	佐藤時雄	70	佐藤隼人
櫻田	平野翠	92	平野友保
山口	佐藤道子	84	佐藤鉄哉
江奈2	森敏	63	森みち代
中村	佐藤ふみ子	92	佐藤岩夫
明伏	山本はるの	100	山本一夫
峰	山本睦子	90	山本眞一郎

※この欄に掲載を希望されない場合は、お申し出ください。

町の交通事故

令和3年3月発生分

（ ）内は前年同月比

人身事故	2件	(±0)
物損事故	10件	(+3)
死者	1人	(+1)
傷者	2人	(±0)

さえずりの個性ゆきかう広き空  
 囀りのスマホの友に届くかな  
 さえずれる背戸の山々天青し  
 澄んだ空雉啼き晴らす朝の宮  
 窓開けて朝の前山桜花満つ  
 君と手を繋ぎたくなる花の昼  
 路地掃きに出て囀りに出合いおる  
 通条花咲く道の登校紅白帽  
 うららかや日毎青増す四方の景  
 我が仔犬さえずり聴きて仁王立ち  
 囀や僧侶の坂を登り来る  
 囀りに来し方想ふ七十年

清水 高子  
 山本 一詞  
 松田美智子  
 石田 宏  
 斎藤みつ子  
 鈴木 基  
 吉岡うた子  
 細矢 金治  
 土屋規矩子  
 小林 一郎  
 深澤 順子  
 夏目 和子

松崎文芸

俳句